

北上市指定家庭用ごみ袋及びシール券製造配送保管 業務委託仕様書

この仕様書は、北上市が定期的に収集している市内家庭系一般廃棄物用の指定収集袋（以下「家庭用ごみ袋」という。）及び家庭ごみシール券（以下「シール券」という。）の製造、配送、及び保管についての業務内容を定める。

- 1 名称 北上市指定家庭用ごみ袋及びシール券製造配送保管業務委託
- 2 期間 令和6年9月1日から令和7年3月31日まで
※適正かつ継続的な業務履行が望めると市が判断した場合は、引き続き令和11年8月31日までの期間において改めて契約を締結するものとする。

3 提案限度額

本事業における提案限度額は以下の通りとする

| 種類 | 容量 | 限度額単価 (諸経費含む) |
|----------|--------|------------------|
| 燃えるごみ専用 | 10リットル | 6.875円 |
| | 20リットル | 9.581円 |
| | 30リットル | 12.397円 |
| | 40リットル | 15.092円 |
| 燃えないごみ専用 | 10リットル | 13.706円 |
| | 20リットル | 16.467円 |
| | 30リットル | 19.536円 |
| | 40リットル | 22.770円 |
| シール券 | | 24.915円 |

*単価はすべて税込

4 内容

北上市指定家庭用ごみ袋及びシール券の製造・配送・保管業務を行い、その状況を月次で報告する。

(1) 製造業務

① 製造場所

製造する工場の名称や所在地等を証する書類を提出すること。また、安定した供給体制を確保すること。

② 製造予定数量（1年間）

(ア) 家庭用ごみ袋 3,884,000枚（予定）

| 種 類 | 容 量 | 枚 数 |
|----------|--------|-----------|
| 燃えるごみ専用 | 10リットル | 340,000 |
| | 20リットル | 780,000 |
| | 30リットル | 1,070,000 |
| | 40リットル | 1,558,000 |
| 燃えないごみ専用 | 10リットル | 27,000 |
| | 20リットル | 32,000 |
| | 30リットル | 32,000 |
| | 40リットル | 45,000 |
| 合 計 | | 3,884,000 |

※燃えるごみ専用は10枚を1組とし、燃えないごみ専用は5枚1組として専用の外装袋で包装を行うこと。

(イ) シール券 14,400枚(1,440シート)

※上記(ア)、(イ)の作成予定数量は取扱実績状況に応じて変動するものとする。

③ 家庭用ごみ袋及びシール券の規格

(ア) 材質

- ・炭酸カルシウムを配合しないこと。
- ・環境に配慮した素材を10%以上使用すること。

(イ) 材質強度

家庭用ごみ袋の材質強度については、次のとおりとする。

| 対象 | 引張強度(MPa) | 測定法 |
|---------|-----------|-----------------------|
| 縦方向(MD) | 45以上 | JIS Z 1702 7.5引張試験 |
| 横方向(TD) | 40以上 | |

(ウ) シール強度

家庭用ごみ袋のシール強度については、次のとおりとする。

| 対象 | シール強度(N/15mm) | 測定法 |
|--------|---------------|-----------------------------|
| 平シール部分 | 10以上 | JIS Z 1711 8.4ヒートシール強さ試験 |
| ガゼット部分 | 20以上 | |

※初回生産納入時に上記(ア)～(ウ)の項目について証明する書類を併せて提出すること。

(エ) 形状

形状は均等で、切断部等の仕上げが良好なこと。

- 家庭用ごみ袋 手提袋(ガゼット・ベロ付き)
- 外装袋 平型袋

(オ) 寸法

次に示す通りとし、JIS Z 1711-1994の規定6.2に適合すること。

a 家庭用ごみ袋

| 種類 | 容量 | 縦横寸法(mm) | 厚さ(mm) | 寸法図 |
|--------|------|---------------|---------|-----|
| 可燃ごみ専用 | 10 L | 縦500×横260/400 | 0.025以上 | ア |
| 〃 | 20 L | 縦600×横330/500 | 〃 | イ |
| 〃 | 30 L | 縦700×横350/550 | 〃 | ウ |
| 〃 | 40 L | 縦750×横450/650 | 〃 | エ |
| 不燃ごみ専用 | 10 L | 縦500×横260/400 | 0.025以上 | ア |
| 〃 | 20 L | 縦600×横330/500 | 〃 | イ |
| 〃 | 30 L | 縦700×横350/550 | 〃 | ウ |
| 〃 | 40 L | 縦750×横450/650 | 〃 | エ |

b シール券

| 種類 | 縦横寸法(mm) | 寸法図 |
|--------|-----------------------|-----|
| シール券 | 縦100×横55 | オ |
| シール券台紙 | 縦104×横59 | カ |
| シート | A 4 版にシール券10枚 (2列×5枚) | キ |

(カ) 印刷文字等

a 製造元表示等

製品には製造元情報を印刷することし、可燃ごみ袋については中身が見えるよう半透明とすること。

b 製造年月

家庭用ごみ袋及び外装袋には、不良品や偽造品等の照合を目的として、製造月単位の番号を印刷すること。

c ロット番号

シール券については、1枚ごとにロット番号を印刷すること。

d J A Nコード

家庭用ごみ袋、外装袋及びシール券に J A Nコードを印刷すること。

(キ) 塗料

袋及び印刷文字の顔料は大気汚染を考慮し鉛及び塩素を含まない顔料を使用すること。

※初回生産納入時に上記(キ)について証明する書類を併せて提出すること。

(ク) 加工等

a 家庭用ごみ袋

・燃えるごみ専用の家庭用ごみ袋については、カラス対策を講じたも

ので、試験を行い結果が判明していること。

- ・燃えないごみ専用の家庭用ごみ袋については、目の不自由な人が袋に触れた際に識別ができるような加工を施すこと。

b 外装袋

- ・取り出し口はミシン目付きとし、外装袋から中の袋が1枚ずつ無理なく取り出せるようにすること。

c シール券

- ・地域名及び氏名欄をサインパネルとすること。
- ・貼ったシールを剥がすと、「開封済」の文字が残るようにすること。
- ・ロット番号を印字すること。

(ケ) 品質

J I S規格（J I S 1711-1994の規定7）に適合すること。

(コ) 外観

色のむら、異物の混入及びピンホール等が無いこと。

④ 配送用梱包

(ア) I T Fコードをダンボールの4側面に印刷すること。（シール貼付可）

(イ) 製造月単位の番号の印刷等を行い、納品後に発生した袋の不備等に起因する事故に対応し、品質管理の徹底を行うこと。

⑤ 各種コード

J A Nコード・I T Fコードについては、市が費用負担し準備する。

(2) 保管業務

① 保管場所

在庫保管場所の所在地、保管能力等を証する書類及び写真等を市に提出し、市の承認を得ること。

また、変更がある場合は、原則事前に書面にて市に報告すること。

② 保管方法等

(ア) 種類ごとに分類整理し、先入先出の原則で入出庫すること。

(イ) 盗難、流出及び火災防止のため警備会社と契約し、セキュリティ管理を徹底すること。

(ウ) 保管業務を他者へ委託することにより実施する場合は、書面により市の承認を得ること。

③ 在庫管理

出荷状況を注視しつつ、欠品することがないように行うこと。なお、不測の事態にも対応できるように、原則2か月分の在庫を確保しておくこと。

④ 管理報告書

毎月10日までに、前月分の指定収集袋等の製造数、家庭ごみ手数料収納

事務及びごみ袋等交付業務委託契約者（以下「取扱店」という。）への納品数を記載した在庫管理に関する報告書（任意様式）を市に提出すること。

(3) 配送業務

① 配送頻度

取扱店への配送頻度は協議の上決定した年間計画に基づくものとする。
また、緊急時には臨機応変に対応できる態勢をとるものとする。
※長期連休時（年末年始等）の配送については、別途協議するものとする。

② 受注方法

北上市専用発注用紙のFAX受信、メール受信またはオンラインシステム等により受注するものとし、FAX受注はフリーダイヤルにて24時間受注可能な体制をとるものとする。

③ 納品

受注から納品までの行程は、市と協議して決定した年間計画に基づくこととし、個々の取扱店と調整すること。

④ 納品場所

取扱店約130店舗を想定
※納品の対象となる場所は、北上市内取扱店及び市が指定する場所で、変更等が生じた場合は、市より随時連絡し修正するものとする。

⑤ 配送体制

- (ア) 配送時の不正、トラブル防止のため配送担当者の氏名を事前に市に報告すること。
- (イ) 配送業務を他者へ委託する場合は、契約時に書面により市に承諾を得ること。

⑥ クレーム等

市民や販売店から家庭用ごみ袋等についてのクレーム等があった場合は、速やかに訪問し良品と交換するものとし、その状況を市へ報告すること。

⑦ 納品書等による配送報告

家庭用ごみ袋等を取扱店に納品したときは、市の承認を得た様式の納品書に取扱店の受領印又はサインをもらい、納品書(控え)を取扱店に渡すこと。受注者は受領印又はサインのある納品書を保管しておくこと。

⑧ 実績報告書の提出

1か月分の受注納品実績報告書を、翌月5日の正午までにExcel形式のデータにて市に提出すること。なお、提出はメールで行うこととし、報告書様式は市と協議して定めるものとする。

5 その他の事項

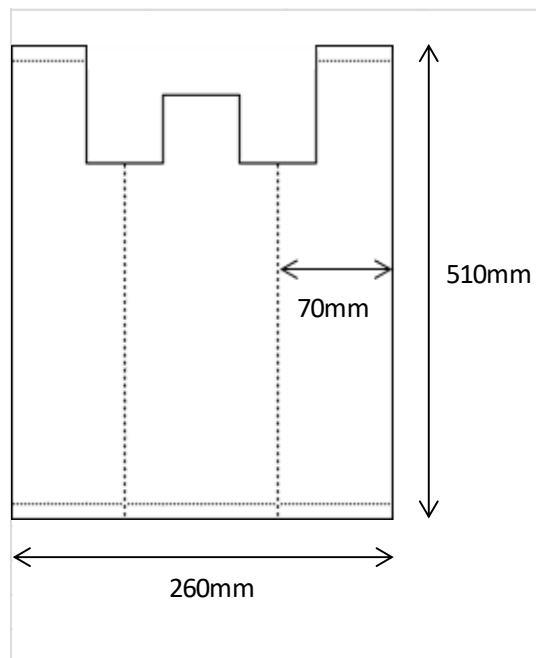
- (1) 業務の契約については、指定収集袋等の1枚当たりの単価契約とし、取扱

店への納品数に応じた請求書に基づき委託料を支払うものとする。

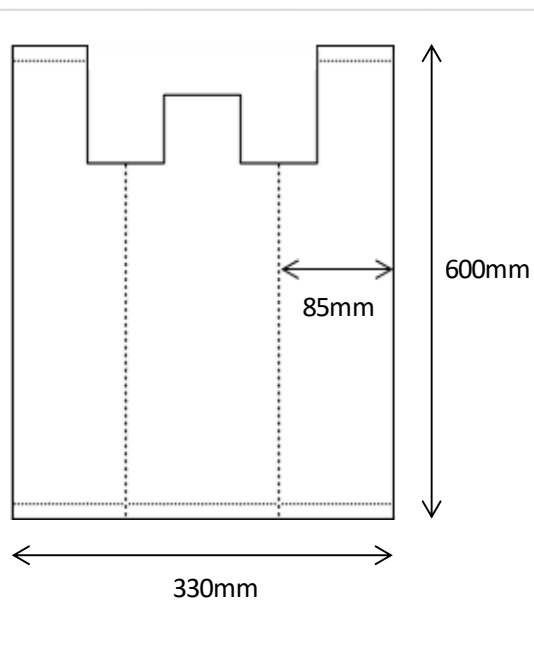
- (2) 指定収集袋等及び外装の著作権及び意匠権は、市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は業務上知り得た秘密を一切他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- (4) 受託者は、業務の全部について、一括して第三者に委託して業務を行わせてはならない。ただし、文書(任意様式)により市の承認を得たときは、この限りではない。
- (5) 契約期間満了時、受託者に変更がある場合の家庭用ごみ袋等の在庫については、契約期間満了の翌年度の予定数量の12分の1の在庫分まで引き続き前契約単価で市が購入するものとする。ただし、それ以上の分については受託者の負担で処分しなければならない。
- (6) 履行期間内に日本国内での社会情勢の変化により、ごみ袋の材質等の変更が必要な場合、その変更を協議することができる。
- (7) 履行期間内に経済情勢の激変により。契約金額等が著しく不相当となる場合、その変更を協議することができる。
- (8) この契約書に明記されていない事項については、市と受託者とで協議して決めるものとする。

家庭用ごみ袋 寸法図

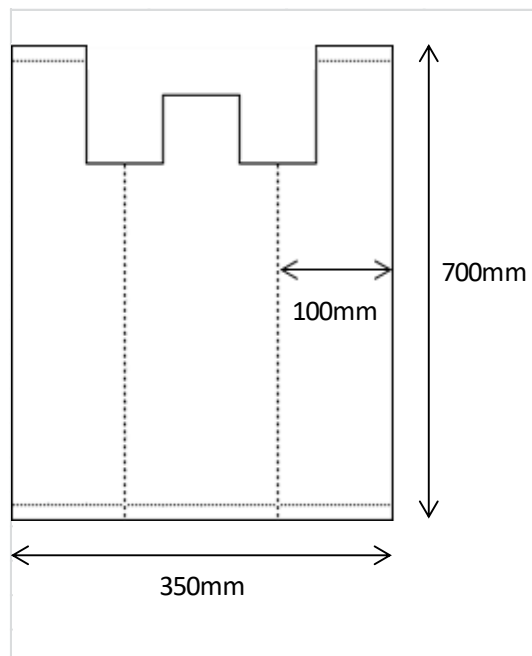
寸法図ア 10L



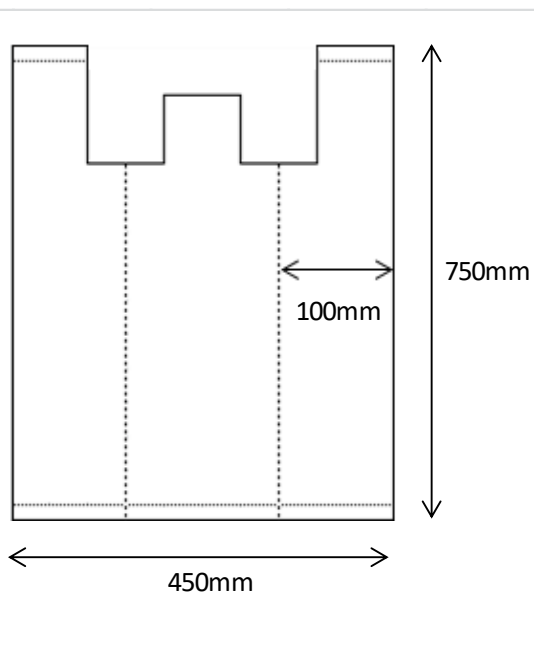
寸法図イ 20L



寸法図ウ 30L



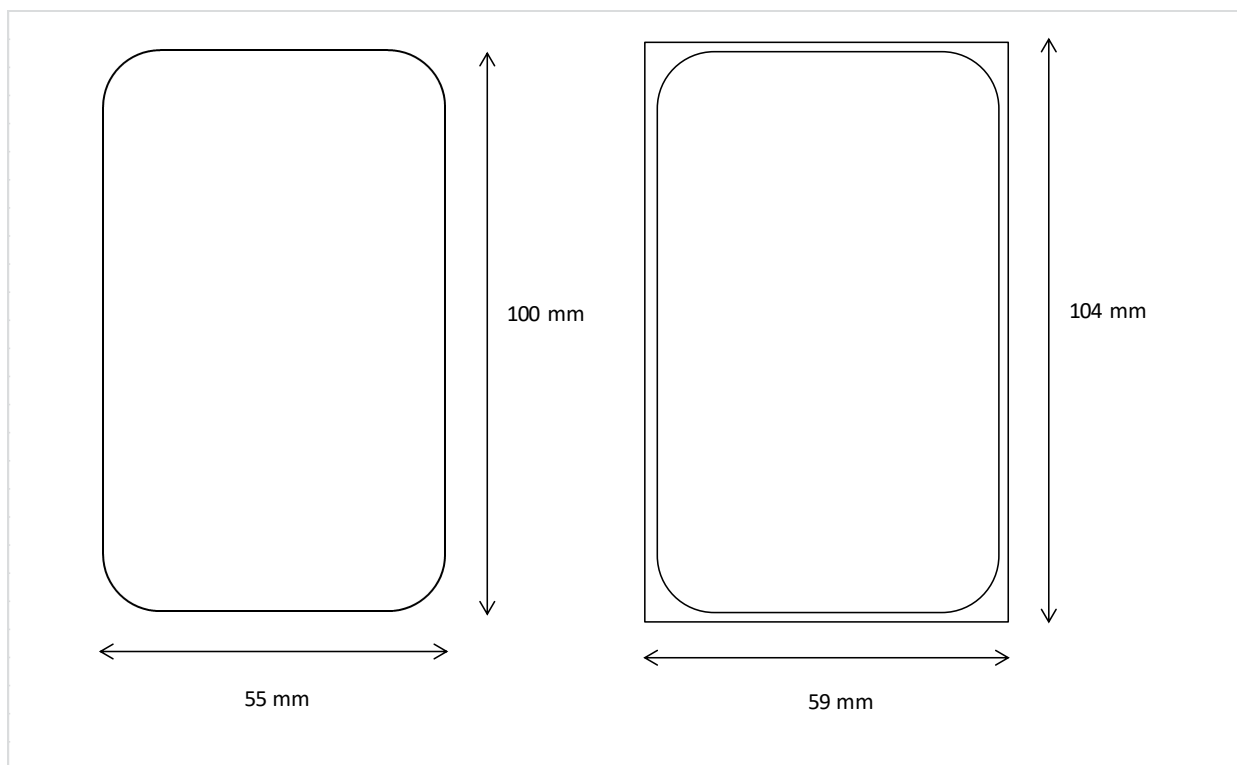
寸法図エ 40L



シール券 寸法図

寸法オ シール券

寸法図カ 台紙



寸法図キ シート (シール券 2枚 × 5列)

